

## 公的研究費の管理・監査体制に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、仁愛大学（以下、「本学」という。）セキュリティ管理委員会規程第3条3項に基づき、本学における公的研究費の管理・監査体制に関する必要事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、第4条に定める統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。
- 4 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。
- 5 最高管理責任者は、公的研究費を使用又は管理する者に対し、公的研究費の適正な運営・管理に関わる意識向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を総括する実質的な責任と権限をもつ者（以下、「統括管理責任者」という。）を置く。

- 2 統括管理責任者は、事務長をもって充てる。

(相談窓口)

第5条 本学における公的研究費に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等について本学内外から相談を受け付ける窓口として、相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、事務局経理課とする。
- 3 公的研究費に係る事務処理の手続きは、本内規に定めるものの他、本学科学研究費補助金取扱規程及び学校法人福井仁愛学園経理規程を準用する。

(不正行為の調査及び懲戒)

第6条 公的研究費に関する不正行為の調査及び懲戒については、本学研究活動の不正告発の取り扱いに関する内規（以下、「不正告発の取り扱い内規」という。）及び本学就業規則を準用する。

(不正防止計画等)

第7条 本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署（以下、「防止計画推進部署」という。）を、最高管理責任者の下に置く。

- 2 防止計画推進部署は、セキュリティ管理委員会とする。
- 3 防止計画推進部署は、不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画の策定・実施等を行うものとする。
- 4 最高管理責任者は率先して対応することを本学内外に表明するとともに、自ら不正

防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(物品購入等)

第8条 公的研究費の適正な運用を図るため、公的研究費による物品購入に関して検収責任者及び検収担当者を置く。

- 2 検収責任者を事務長とし、検収担当者は経理課員とする。
- 3 検収担当者は、納品伝票（納品書）と現物を照合の上、納品伝票（納品書）に所定の検収印を押印するものとする。
- 4 旅費の取り扱いについては本学個人研究費規程第6条を準用し、日当については本学給与・退職手当等に関する規程第25条を準用する。なお宿泊費及び運賃等については、領収書等を添付するものとする。
- 5 謝金に係る勤務状況の確認については、経理課員が出勤表に基づき、実施責任者及び業務従事者等に業務内容並びに勤務の状況を確認するものとする。
- 6 不正な取引に関与した業者への処分については、文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領を準用する。

(通報窓口)

第9条 不正行為に関する通報を受け付ける窓口として、通報窓口を置く。

- 2 通報窓口は、セキュリティ管理委員会とする。
- 3 通報に関する取り扱いについては、不正告発の取り扱い内規に定めるものの他、関係法令の定めるところによる。

(監査制度)

第10条 公的研究費の適正な管理のため、本学全体の観点から監査を行うため、内部監査部門を置く。

- 2 内部監査部門は事務局とし、公的研究費に関わる全ての監査を行うことができる。
- 3 内部監査部門は、監査内容に応じて、担当以外の教職員を指名し、専門的な意見を聴取することができる。
- 4 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する確認の他、体制の不備の検証も行う。
- 5 内部監査部門は、監査結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、監査結果をセキュリティ管理委員会において公表する。セキュリティ管理委員会は、運営管理の見直しを行い、必要に応じて関係者に運営・管理の改善を指示するものとする。また、内部監査部門は、改善内容の周知確認も含め監査を実施する。
- 7 内部監査部門は、学園の公認会計士との連携を強化する。

(運営・管理の見直し)

第11条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

(改廃)

第12条 この内規の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。